

令和7年度 集団指導

高齢者虐待防止について

島根県高齢者福祉課

1. 高齢者虐待防止の概略

(1) 関係法令

- ・法令名称 : 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
(略称: 高齢者虐待防止法)
- ・施行年月日: 平成18年4月1日
- ・目的 : 高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の保護及び虐待を行った養護者の支援を目的とする。

(2) 用語の定義

① 高齢者とは

- ・高齢者虐待防止法では、「高齢者」を65歳以上の者(※)と定義しています(同法第2条第1項)。
- ※65歳未満の方で養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、「高齢者」とみなして養介護施設従事者等による虐待に関する規定が適用されます(同法第2条第6項)。

② 養護者とは

- ・「高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等」とされています。
- ・金銭の管理、食事や介護など世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしている者が該当すると考えられますが、同居していなくても、現に身の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります。

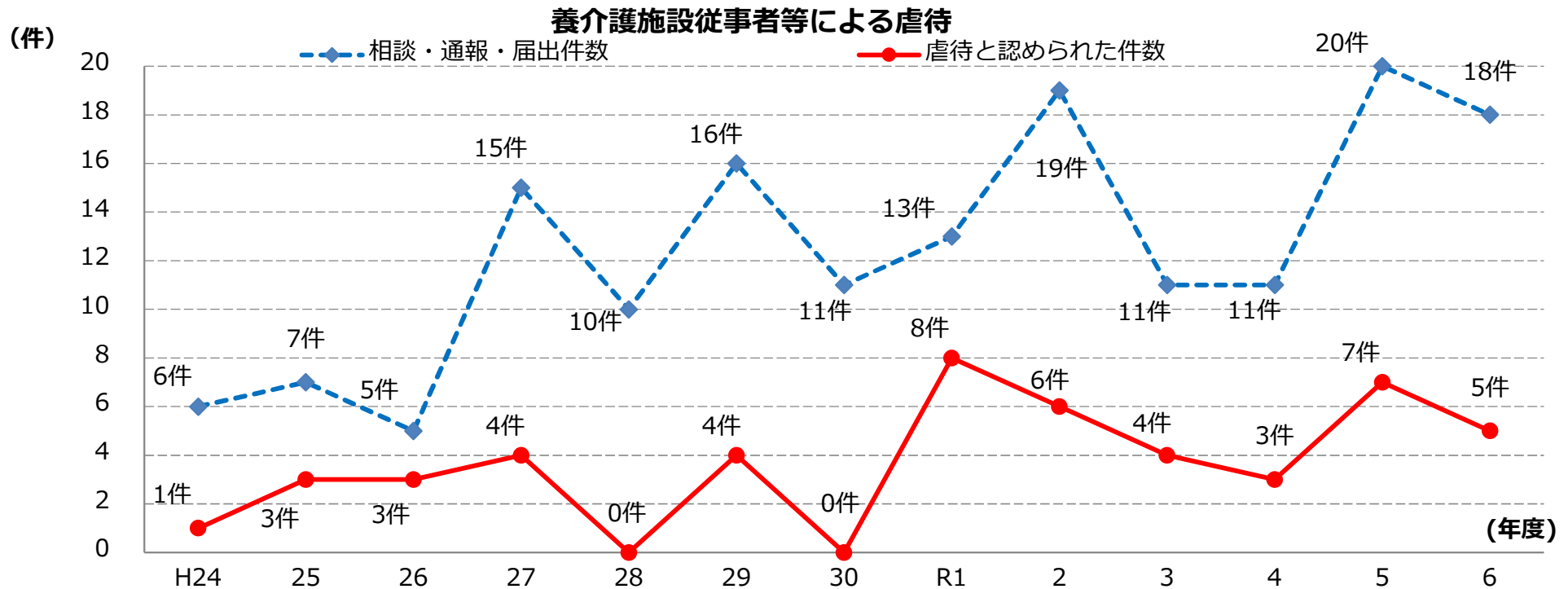
③ 養介護施設従事者等とは

- ・老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は居宅サービス事業など「養介護事業」の業務に従事する者とされています。

2. 高齢者虐待の種類

| 区 分 | 定 義 | 事 例 |
|--------------|---|---|
| ①身体的虐待 | 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること | <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする ・つねる、殴る、蹴る ・無理やり食事を口に入れる ・やけどをさせる ・ベッドに縛り付けるなど |
| ②介護・世話の放棄・放任 | 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務や養護者以外の同居人による虐待行為の放置などを著しく怠ること | <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする ・髪が伸び放題である ・水分や食事を十分に与えない ・劣悪な住環境の中で生活させる |
| ③心理的虐待 | 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと | <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗等を嘲笑するなど高齢者に恥をかかせる ・怒鳴る、ののしる ・侮辱を込めて子供のように扱う ・話しかけを無視するなど |
| ④性的虐待 | 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること | <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置 ・キス、性器への接触 |
| ⑤経済的虐待 | 養護者又は高齢者の親族等が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること | <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない ・本人の自宅等を本人に無断で売却する ・年金や預貯金を本人の意思、利益に反して使用する |

3. 県内の養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況



R6年度 虐待認定件数 5件（相談・通報届出件数 18件） [R5年度 7件（20件）]

※内1件は、虐待者・被虐待者、虐待の種別が不明。

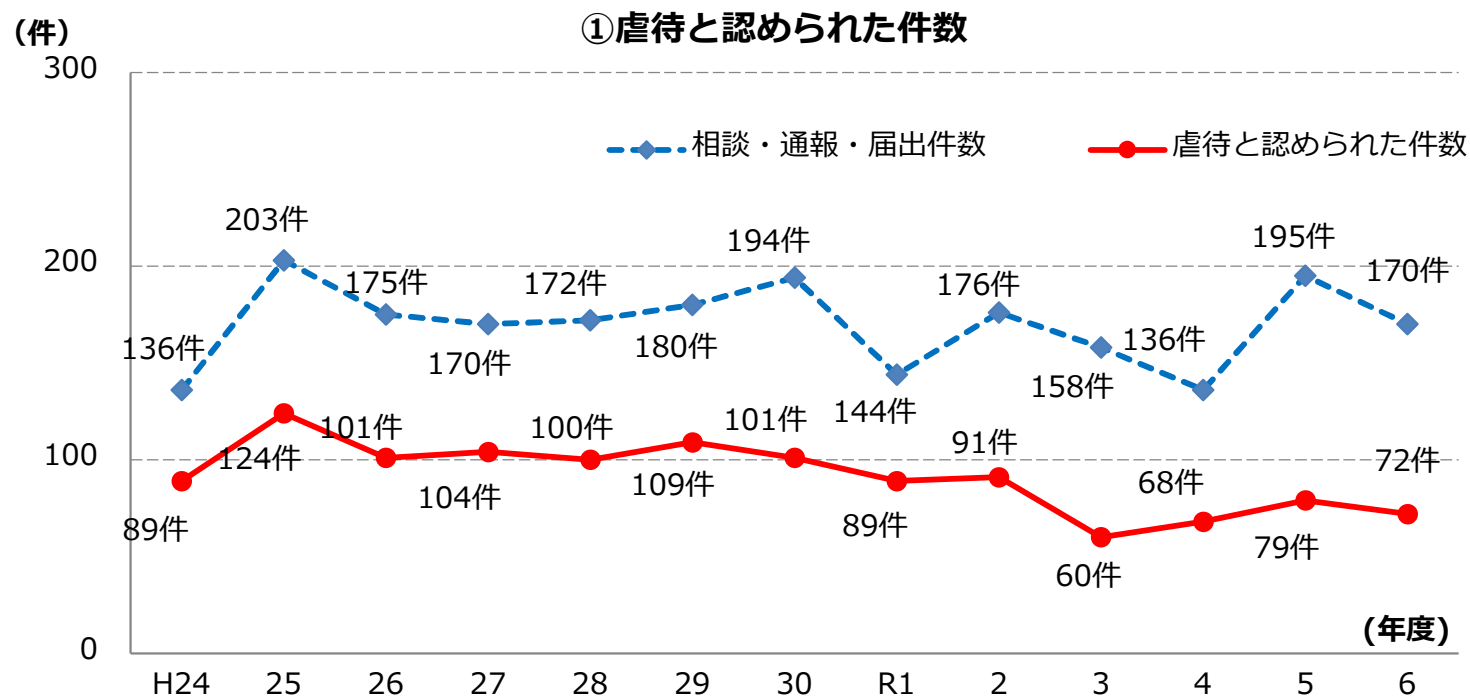
【内訳】

養介護施設等の種別：特別養護老人ホーム3件、認知症対応型共同生活介護1件、
小規模多機能型居宅介護1件

虐待を行った者の職種：介護職員4名

虐待の種別：身体的虐待1件、介護等放棄1件、性的虐待1件、経済的虐待1件

4. 県内の養護者による高齢者虐待の状況



R6年度 虐待認定件数 72件（相談・通報届出件数 170件） [R5年度 79件（195件）]

【内訳】

虐待の種別：身体的虐待が最も多く63.0%、以下、心理的虐待31.5%、介護等放棄27.4%、経済的虐待15.1%の順であった。なお、性的虐待は0件であった。

（複数の虐待種別に該当するケースがあるため、合計は100%を超える）

性別・年齢等：虐待を受けた高齢者の性別は、女性が80.8%、男性が19.2%、年齢別では、80歳以上が64.4%を占めた。虐待をした者は、息子が最も多く、次いで夫、娘の順であった。

5. 運営基準の概要

令和6年4月から、全ての介護サービス施設・事業所を対象に、以下の高齢者虐待防止措置が義務付けられています。各施設・事業所での適切なご対応をお願いします。

※軽費・養護老人ホームは、基準条例において義務付けられています。

※有料老人ホームは、設置運営標準指導指針において規定されています。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
- ② 虐待の防止のための指針の整備
- ③ 介護職員その他の従事者に対する、虐待の防止のための研修の定期的な実施
- ④ 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く
- ⑤ ①～④の高齢者虐待防止措置を全ての養介護施設・事業所の運営規程に定めること

6. 終わりに（管理者・職員の皆様へのお願い）

- ・養介護施設従事者等による虐待の発生要因について、「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足」、「職員の倫理観・理念の欠如」、「職員のストレスや感情コントロールの問題」などが多いことが、全国調査の結果で示されています。
- ・高齢者虐待は、不適切なケアの延長で発生することが多いため、職員一人ひとりが高齢者の権利擁護に対する意識を高め、ケアを振り返ることで「虐待の芽」を摘むことが大切です。
- ・また、施設・事業所においては、これを職員個人の問題としてではなく、管理者を中心に組織全体での課題として捉え、虐待防止に向けた取り組みを行うことが必要です。